

産業建設委員会記録

令和 8 年 6 月 30 日 (火)

10 時 00 分～16 時 27 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】村木委員長、西田一平副委員長、

今田委員、大谷委員、川上委員、小川委員、笹田委員

【議長・委員外議員】沖田議員、森谷議員、佐々木議員

【執行部】江角副市長

(産業経済部) 西川産業経済部長、久佐産業経済部参事、板本商工労働課長、
力石浜田駅周辺活性化推進室長、佐々木ふるさと寄附推進室長、

岡田農林振興課長、永見水産振興課長、山本観光交流課長

(都市建設部) 倉本都市建設部長、松井建設企画課長、藤下維持管理課長
佐古建築住宅課長

(金 城 支 所) 市原金城支所長、河内産業建設課長

【事務局】村山書記

議題

1 請願審査

- (1) 請願第103号 「道の駅 ゆうひパーク浜田」の整備運営および指定管理に関する請願について
- (2) 請願第104号 道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について
- (3) 請願第105号 浜田駅前(三つ桜跡地等)の有効活用とランドデザイン策定に関する請願について
- (4) 請願第106号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について(請願事項1, 2 産業建設委員会付託分)
- (5) 請願第107号 自己破産した農業用ハウス(TC浜田跡地)および未活用財産の有効活用に関する請願について(請願事項1 産業建設委員会付託分)
- (6) 請願第108号 浜田漁港地域の排水処理について調査と説明等を求める請願について
- (7) 請願第109号 JF(漁協)関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について
- (8) 請願第110号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について(請願事項2 産業建設委員会付託分)

2 議案第44号 財産の無償貸付について(「道の駅」ゆうひパーク浜田)

3 議案第45号 工事請負契約の変更について(美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事)

4 執行部報告事項

- (1) 浜田市ふるさと産品創出等支援事業「#ふるさと納税3.0」の取組について
- (2) 浜田市と邑南町との「食」を通じた観光・文化交流協議会の解散について
- (3) 石見神楽団体への補助金の交付決定について
- (4) その他
(配布物)
 - ・漁業別水揚げについて
- 5 所管事務調査
 - (1) 採択した請願の進捗状況について **【該当課】**
 - (2) 令和5、6年度「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業の事業報告について **【水産振興課】**
 - (3) 「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業（事務事業評価）について **【水産振興課】**
 - (4) 観光協会助成事業（事務事業評価）について **【観光交流課】**
 - (5) 美又温泉の公募の状況、今後のスケジュールについて **【金城支所産業建設課】**
- 6 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について
- 7 取組課題について（委員間で協議）
 - (1) 浜田漁港・商港の活性化
 - (2) 中山間地域の再生
 - (3) 行政視察
- 8 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

○村木委員長

出席委員は7名で定足数に達しているため、産業建設委員会を開会する。

最初に川上委員から、道の駅ゆうひパーク浜田に関して、資料の提出を委員会として要求したい旨の意見があったので、説明をお願いします。

○川上委員

契約書については提出する法的義務はないことは理解しているが、この契約書の中において、地元産品活用等の履行内容が見えてこない。我々としては、どうしても議論ができない。契約書を提出していただければ幸いである。それを、我々委員会として、所管事務調査として提出を求めているところである。

○村木委員長

それではまず、各委員に諮る前に執行部に資料の提供ができるかどうかの確認をしたい。

○商工労働課長

普通財産無償貸付契約書案であるが、現在、優先交渉権者との最終調整を進めているところである。また、市側の契約担当部署による確認や弁護士による法的な確認に加え、相手方においても弁護士等によるリーガルチェックが完了していない状況である。このため、双方で内容が確定していない契約書については、現在において委員会等で示すことは困難であると考えている。

○川上委員

困難であることは分かる。法的なことも十分に理解している。しかし、まず主な履行内容について、我々は確認できない。確認できなければ議案を評価することもできないが、それでよいか。

○商工労働課長

契約書案を示すことは難しいが、契約解除の条件や事業報告、施設整備等々、これまで議案審査に必要な重要事項については、この委員会や全員協議会等で資料を用いて説明したし、内容の見直しも行ってきた。議案審議に必要な事項については、これまでこの議会や委員会等で説明したと考えている。

○川上委員

確かに説明はあった。しかし、説明があったものについて明文化されたものが必要である。口頭で「実はこうです」と説明があっても、明文化されたものがない。明文化されたものがあれば私も理解するが、「説明しました」というだけでは、言った言わないの水掛け論になるので、それについてはどうか。

○商工労働課長

繰り返しになるが、諸々の条件等についてはこの委員会等で示してきたので、本日の議案審査のところで質問があれば、回答する。

○副市長

川上委員が言う懸念はもつともである。これまでも、そして今日もおそらく意見があると思うが、それに関しては、最大限、言われたことは基本的に我々が責任を持って契約の中に盛り込むつもりである。もしこれまでの受け答えや今日の質疑の中で、「こういうふうにしてほしい」という意見があり、それが相手との調整の中で受け入れられない、あるいは法的に難しいということであれば、それはどうしてもできない。しかし、協議のやり取りの中で、議員からの意見をどうしても盛り込めないときがあれば、そのことも必ず再度協議する。今まで言われたこと、そして今日言われることについては、我々の責任において必ず契約書には盛り込む。その点について理解してほしい。

○川上委員

分かった。

○笹田委員

副市長の答弁で、今日の質疑の中で議会が求めるものがあれば、専門家などと話をして取り組むことも可能だという話であったが、仮にこの議案が否決されたとして、契約書を整えることがあれば、その時間はかなりかかると思う。そうすると契約を見送ることになると思うが、その辺りの想定はどのように考えているか。

○副市長

それは個別案件の話になるので、今ここで明確に答えることはできない。しかし、今までの話であれば可能な限り盛り込めるのではないかと考えている。ただ、今日とんでもないようなことを笹田委員が言われれば、時間がかかるかもしれないので、それはケースバイケースで議会の方と相談させていただく。決して議会の発言を無視して進めるつもりは全くない。

ただ、今時点では契約書というものは案はあるが、まだ様々なチェックもできていない状況なので、今見せても、そこまで意味があるものではないと思う。意見は最大限反映していくのでお願いする。

○村木委員長

はい。それでは、川上委員から要求のあった資料については提供できないということに進めたい。

それでは、レジュメに沿って進める。

1 請願審査

○村木委員長

当委員会に付託された8件の請願について審査を行う。

委員にお願いする。執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめられたい。

(1) 請願第 103 号 道の駅ゆうひパーク浜田の整備運営及び指定管理に関する請願について

○村木委員長

委員から、参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○川上委員

請願事項にあるように、「地元雇用や産品活用について明確な数値目標や金額を市民に開かれた形で厳格に精査・公開する」と書いてあるが、これについて執行部はどう考えているか。

○商工労働課長

市としては、本事業における雇用効果として、まず現在の道の駅ゆうひパーク浜田で勤務されている従業員の雇用継続が重要であると考えている。現在、ゆうひパーク浜田についてはパート従業員を含め約 40 名の方が勤務しており、事業者からは雇用継続に配慮する考えが示されている。また、今後のテナント誘致や事業展開に伴い、新たな雇用の創出も期待されているところである。現時点で具体的な雇用創出人数を申し上げる段階ではないが、既存の雇用の維持に加え、新たな雇用の創出につながるものと考えているところである。

○川上委員

産品活用等に明確な数値目標という関係だが、地元産品の仕入割合について、先般 30%という話があったが、それで間違いないか。

○商工労働課長

事業者の計画書の中では、地元産品の仕入割合は 4 割を浜田市産品、全体の 8 割を島根県産品としている。

○川上委員

現在の事業者は 6 割ぐらいと聞いたが、それと比べると低い目標だと思う。それについては精査されているのか、明確に示してほしい。

○商工労働課長

現在の事業者が 6 割ということであるが、今回の優先交渉権者は 4 割と考えている。しかし、これはあくまでも最低ラインだと思っており、今後、状況等を見ながら、地元産品の取扱いを引き上げるよう意見をしていきたいと考えている。

○村木委員長

他にあるか。

○笹田委員

この請願事項を見ると、今この議会でまさに執行部が行っていることがこれに当たるのではないかと推測するが、そういうことでよいか。市民に開かれた形でというのは、もちろん議会もそうであるし、そういったところで数値を我々に提供しているという認識でよいか。

○産業経済部長

笹田委員が言うとおりだと思っている。既に、地元の雇用、産品活用、それから

地元事業者と連携したイベントの開催回数、そうしたものはK P Iということで、既に議会の方にも示していると思う。また、金額についても明確に議会の方へ示し、説明をさせていただいているところと認識している。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(2) 請願第 104 号 道の駅ゆうひパーク浜田の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について

○村木委員長

委員から参考のため、執行部に確認することはあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 請願第 105 号 浜田駅前（三桜跡地等）の有効活用とランドデザイン策定に関する請願について

○村木委員長

委員から、参考のため、執行部に確認したことはあるか。

○川上委員

駅前の活性化が第一だが、大手企業の誘致を市が主導するという点に関して、行政サイドとしてはいかがなものかと思う。

○浜田駅周辺活性化推進室長

大手企業誘致という部分だが、ランドデザインは、駅周辺のまちづくりの将来像を描くものである。市としての意思を示す中で、民間参入を促すことにもつながるものではないかと思っている。具体的に市が積極的に誘致に動くということではないが、市としてはこのエリアをにぎわいのために活用したいという中で、民間事業者から手を挙げていただければと考えている。

○川上委員

市が主導するというよりは、民間が手を挙げるのを待つということか。

○浜田駅周辺活性化推進室長

計画に「大手参入ゾーン」などと明確に書くつもりはない。ただ、こうした市民の要望や意見を聞く中で、求められている機能については、ある程度記載をすることになると考えている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(4) 請願第 106 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について

○村木委員長

委員から参考のため、執行部に確認することはあるか。

○今田委員

請願事項の 1 番だが、「農業の若手担い手に対する大胆な直接的経済支援策を創設すること」について、現在の支援策の有無はどうなっているか。

○農林振興課長

現在の若手農業者に対する支援としては、認定新規就農者に対し、初期段階の経営安定のため、国の経営開始資金として年間 150 万円を 3 年間、そして国の経営発展支援事業として 4 分の 3、上限 1,000 万円の支援をしている。市としては、令和 5 年度から、若者就農総合対策資金として、認定新規就農者に対し、30 万円と 40 万円を支給している。また、市が行う研修を修了し、引き続き就農する方に対しては 30 万円の支給を行っている。

○今田委員

次に 2 番の「実効性のある強力な鳥獣被害対策」について、現在の取組はどうなっているか。

○農林振興課長

市として、遊休農地のマッチングは現在行っていない。鳥獣対策としては、農作物への被害防止、そして安全安心な住環境の確保という観点で、農地への侵入防止柵の設置や、有害鳥獣捕獲活動などを、地域の予算とともに実施している。

○川上委員

1 番と 2 番について、市の政策課題と一致していると私は思うが、これを今後、執行部としてしっかり受け止めて検討を続けるという認識で良いか確認したい。

○水産振興課長

これも政策課題と考えている。この請願にも書いてあるとおり、高齢化と後継者不足は水産業においても深刻な状況にある。若手の、水産高校に限らないかもしれないが、若手漁業者の定着につながるような支援策については、来年度当初予算に向けて検討していきたいと考えている。

○笹田委員

1 番は理解するが、2 番の遊休農地のマッチング制度の構築について、あまりイメージが湧かない。少し説明をお願いします。

○農林振興課長

農業委員会等と協議しながら進めている。遊休農地のマッチングについては、先の委員会でも話したが、担い手不足の状況から、まずは優良農地のマッチングから進めている状況であることを理解してほしい。

○大谷委員

1 番に関係するが、水産高校の卒業生に対する支援制度という例示があるが、特

定の学校に対してだけの支援制度というのは可能なかどうか確認したい。

○水産振興課長

その点も検討課題としてある。水産高校だけで良いのか、それとも他の分野にも広げるような支援策が良いのかは、また検討していきたいと考えている。

○笹田委員

1 番のところで再度確認したいが、農業のことは分かったが、「水産高校卒業生に対する」となると、これはどの漁業が対象になるのか少し分かりにくい。今の課長の答弁だと、漁業者になった方に対して何かしら支援するというイメージがあったが、例えば一本釣りの漁師や、浜田漁港に勤める職員なども対象になるのか。先ほど、予算で考えているとのことだったが、どこまでを考えているか。

○水産振興課長

現状として、水産高校からの就業先がいわゆる船団に対しては、年間 1 名から 2 名と聞いている。また、船団の状況を見ると、だんだん若返りができており、過剰な乗組員を雇うことは難しいと思う。今後は一本釣りなど、自営漁業にも目を向けて支援をしていきたいと考えている。したがって、特に漁業種別は限定せず、全ての業種を対象に検討していきたいと考えている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(5) 請願第 107 号 自己破産した農業用ハウス（ＴＣ浜田跡地）及び未活用財産の有効活用に関する請願について

○村木委員長

委員から、参考のため、執行部に確認したことはあるか。

○川上委員

自己破産した農業用ハウスだが、破産財産の法的整理や所有権について問題が残っているのか。

○農林振興課長

問題が残っているということではない。今、ＴＣ浜田農場の破産管財人が、農業経営を承継する後継者を入札で募集している。浜田市としても、早期に継承事業者を決定し、担い手を探して効率的に運用するよう取組を進めていく。

○川上委員

そういう段階であれば、情報の公開はできないということか。

○農林振興課長

そのとおりである。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(6) 請願第 108 号 浜田漁港地域の排水処理について調査と説明等を求める請願について

○村木委員長

紹介議員からこの件に関して発言の申出があった。お諮りする。紹介議員の発言を許可することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、紹介議員の発言を許可する。

○紹介議員（森谷議員）

まず、情報提供として、計算の根拠となる文書がある。これを読み取るのは難しいので、次の令和 5 年、6 年という縦長の表を参照されたい。これが下水処理場の料金の表だと思ってほしい。上から実績、形式、差、そして金額に直したものとなっている。

形式は現在採用されている方法で、約 40 年前に決められたものがそのまま使われている。例えば、1 日 30 トン使うといった、普通ではあり得ないような決まりになっている。

実績はこの表の実績(トン)と書いてある列である。ここで差があるのが、まず 3 番の事業者は、実績は 2 トンであるにもかかわらず、形式では 30 トンで計算され、計上されている。それから、12 番の事業者は、実績は 29 トンだが、形式では 1,800 トンで計算されている。そして一番下の 24 番は、約 6 倍である。

トータルで見ると、一番下の、実績は 11 万 1,000 トンだが、形式で計算されているのはトータルで約 3 倍となっている。その結果、右側を見ていただければ分かるが、右から 3 番目の列、実績での金額は 600 万円だが、形式で現在徴収されているのが 1,700 万円という差が出ている。

それから、横長の表がある。これは徴収の中身だが、排水割、均等割、面積割の 3 つがある。面積割については、県有地や市有地は支払いが不要である。水道料金などと同じ仕組みである。その面積割の金額を合計すると 500 万円になる。ただし、トータルで損が出ないように運営されているため、この支払われない分が誰かに振り分けられているという考え方ができていると思っている。

最後に、損益計算書のようなものがある。これについては、まず排水量、均等割、面積割の 3 つがあるということである。次に、2 ページ目の受取会費を参照されたい。受取会費の予算額が 2,600 万円となっている。これは、排水、均等、面積の 3 種類が形式的に算入されたものだと思う。その下の③の事業収益が 1,900 万円である。これは排水量だけだと思うが、おそらく表の右下の 1,700 万円に相当するものかと想像している。

結局、実際に徴収しているのは、40 年も前に、前年の参考となる排水量がなかったときに適当に決めたものがそのまま使われていることによって、実際のものと懸け離れている。そこが不公平の原因ではないかということで、請願者は見直しを求めているのだと思う。

請願者の2枚目に、執行部に聞いてほしいという項目がある。それを聞けば、私以上に細かく理解ができると思う。私は補助的な説明をした。

○村木委員長

それでは、請願第108号について、委員から参考のため執行部や紹介議員に確認したいことはあるか。

○川上委員

せっかく請願者から聞いてほしいという項目が出ている。1番から8番まで順次聞くべきだと思う。

形式計算を採用した根拠というのは分かるか。

○水産振興課長

形式計算で算定しなければならない根拠はない。ただ、先ほど紹介議員が言ったとおり、会費規程にも実績に応じた算定をすると書いてある。

○川上委員

会費規定、総会決議とあるが、これについて市の見解をお願いします。

○水産振興課長

この会費部分だけが総会決議で決まっているかと問われれば、会費だけである。会費の内訳をそれぞれ出して総会で決議しているわけではなく、先ほどの決算書のとおり、受取会費として総会で決議を行っている。

○川上委員

会費がバラバラであることに対して、どのように説明を行ってきたかという質問だが、これについてはいかがか。

○水産振興課長

3月末にそういった事態になっているという指摘を受け、その後、各会員、現在24社26施設あるが、全ての会員企業に対し事実説明を行った。

○川上委員

算定方法が誤っていた場合や面積割の免除などについては、これから検討していくということか。

○水産振興課長

各課で事実確認を今回した。その上で、各企業にどのくらい影響が変わったかということも説明した。その中で、今後、まずは役員、理事を中心に、全体の大きな方針、つまり過去の精算をどうしていくか、そして実態と懸け離れた会費規程となっていることの見直しについて協議していきたいと考えている。施設を安定して維持していくためには、会費規程の見直しが必要なので、どうしていくかも含めて、まずは役員、それから会員の方々と一緒になってセンターの中で検討したいと考えている。

○川上委員

いずれにしても、排水量を上回る料金を請求している部分があったので、これについてはしっかり対応してほしい。

○笹田委員

公益社団法人浜田漁港排水浄化管理センターと市の関係について教えてほしい。

○水産振興課長

この排水処理施設は、施設の所有者は島根県である。それを浜田市が平成3年に無償で借り受け、実際の管理運営は、浜田市から公益社団法人浜田漁港排水浄化管理センターへ無償で管理委託をお願いしている。

○笹田委員

先ほどの答弁から、この請願について、管理センターは間違いを認めているということでしょうか。

○水産振興課長

実際に施設の運営では、実態と懸け離れた会費規程となっている。現行の会費規程が現状に沿っていないということは、センターと一緒に各会員企業を回り、お詫びも含めて事実確認をする中で認識している。

○笹田委員

この資料を見ても形式計算で徴収されている。今の話だと、今後は実績計算、つまり使った分が変わるということで間違いはないか。

○水産振興課長

今の会費規程でいけばそうなるが、それでは施設自体がもう運営できない。その辺も、今の実態も含めて説明し、今後は運営できるような会費規程に見直そうではないかという意見を会員から聞いている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(7) 請願第109号 JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について

○村木委員長

委員から、参考のため、執行部に確認したことはあるか。

○川上委員

請願事項に書いてあるように、市の公金で作った施設を指定管理という形で貸し付けている。実質的には補助金と見なされてもおかしくないと思うが、これについて今後見直す考えはあるか。

○水産振興課長

安定的な運営をするため、負担軽減を図りながら、衛生管理を進めている。現状としては、こうした衛生管理型施設ということで、施設の有効活用もされており、費用対効果は十分にあるものと認識している。水揚げも悪いという中で、使用料、家賃は徴収しない状況となっているが、将来、指定管理の状況も注視しながら、漁獲状況が好転した際は、改めてJFしまねと協議を行っていく必要があるかと考え

ている。

○川上委員

一定の効果があるとのことだったが、その効果についてどこかで数値化されたことはあるか。

○水産振興課長

費用対効果については、この荷さばき所が整備された経緯の中で、かかった費用に対する効果という資料は出していないが、こういった衛生管理型荷さばき所を整備することで、現在の 30 億円の売上げが維持できている。もし仮に、従前のような荷さばき所であれば、衛生基準が通らない魚については県外へ出荷できないという状況なので、実際の資料としては出せないが、売上金額が費用対効果につながっていると考えている。

○川上委員

次に、無償貸付という形になっているが、これは財政支援とは違うのか。それについて執行部はどう考えているか。

○水産振興課長

確かに市の施設を使用しているということで、J F しまねから家賃というか使用料を受け取るのが本来の姿かもしれないが、現状、この施設は特定第 3 種漁港として国から早期整備を求められ、県も市もなかなかできない中、水産振興上必要だということで作られた経緯がある。また、水揚高も減少傾向にあり、J F しまね自体の収支状況も厳しい状況にある。ただ、そういった中でも、水産物流の拠点という重要な施設であるので、しっかりと指定管理制度の中で、事業収入の中で設備の維持管理をするということで、現状は家賃を取らず、しっかり管理してほしいと考えている。

○川上委員

今、現状においてはという話があったので、将来的には考えるということでしょうか。

○笹田委員

これは指定管理である。無償貸付ではない。その辺をしっかりと答弁しなければならぬ。これは家賃免除の指定管理か。

これは議決案件で指定管理を議決している。我々は J F しまねの条件を見て、その中で認めた上で指定管理していただいている状況である。ただ、「評価が見えまじ」とあるが、次の指定管理ではまたその条件が変わってくる可能性があるという答弁でないといけぬ。指定管理の途中で家賃をもらうなどということは絶対はないと思うので、その辺りをしっかりと市として答弁しないといけぬと思う。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(8) 請願第 110 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について

○村木委員長

委員から参考のため、執行部に確認したことはあるか。

○今田委員

2 番のカルバート下部の鉄筋露出の修繕及び旧今市小学校跡地の残土処理の実施状況を教えてほしい。

○建設企画課長

まず、カルバートについてだが、これは浜田自動車道の旭インターチェンジと金城パーキングエリアの間にあるカルバートのことで、地域井戸端会で参加者から鉄筋が見えているとの話が出たと聞いている。対応状況としては、カルバートを管理しているNEXC O西日本に確認したところ、当該カルバートの鉄筋露出については把握しており、構造物の機能に支障がないと判断し、防食処理を行って当面は経過観察をしているとのことだった。

もう一つの土砂については、旭町の旧今市小学校の跡地に仮置きされている土砂のことと捉えて答える。この土砂は、県道浜田作木線今市2工区のバイパス工事で利用するために仮置きしているものだが、見た目が良くない部分があると市としても認識している。現在、島根県が保管方法の見直しを検討されているので、市としても対応状況の確認や必要な協力はしていきたいと考えている。

○今田委員

予算を重点配分とあるが、これは県への働き掛けと捉えてよいのか。

○建設企画課長

県の公共事業安定化や重点要望として、毎年要望している。今回出ているカルバートの修繕を行う場合にも当然費用がかかると思うので、他の機関に修繕等を依頼する場合には、予算の確保を含めてお願いしているつもりであり、相手方もそのように捉えていると考えている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で質疑を終わる。

続いて、請願 8 件の採決を行う。採決の前に自由討論が必要だと思われる案件はあるか。あれば、自由討論の趣旨及び目的を示して提案をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは採決に移る。採決では、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、発言される場合は「賛成」か「反対」を表明し、その理由も述べるようお願いする。

・ 請願第 103 号 道の駅ゆうひパーク浜田の整備運営及び指定管理に関する請願について

○村木委員長

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないということなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。また、今回の請願は全て請願事項が項目立てされているので、この請願事項の一部に反対である場合も、挙手の上、その項目と反対理由や意見をお願いします。

○小川委員

この請願の内容は、本議会に議案として提案されているものである。従って、議会の中で議決すべき内容であり、請願としてはなじまないという立場で反対する。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 103 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

・ 請願第 104 号 道の駅ゆうひパーク浜田の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○今田委員

正式な手続を踏んで第 1 交渉権者として選定されているので、反対とする。

○川上委員

私もこれは反対である。請願理由は十分理解できるが、現時点において白紙撤回は重大なリスクが生じるので、反対である。

○小川委員

これも先ほどの第 103 号と同じで、やはり議会が判断し議決する内容であり、請願審査で賛否を問うべき内容ではないという立場で反対する。

○西田一平副委員長

さんざん議論を重ねてきて、白紙撤回は法的リスクがあるということで反対する。

○大谷委員

これまで委員会でも論議した中で、優先交渉権者が決定しており、現段階において白紙撤回は困難であるため、反対である。

○村木委員長

それでは採決に移る。請願第 104 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第 105 号 浜田駅前（三桜跡地等）の有効活用とランドデザイン策定に関する請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○川上委員

駅前活性化の一部として、大手企業の誘致を市が主導するのは、行政裁量を越えるものと考えるので、反対する。

○小川委員

やはり都市計画全体との調整も必要であり、最も大事なのは市民との合意形成だと思うので、この単独の請願によって方向付けをすべきではないという立場で反対する。

○笹田委員

私も反対する。今、市がランドデザインを策定中なので、その意味で反対する。

○大谷委員

この請願については反対をする。現在、市の方でランドデザインを検討している最中でもあり、そうした方向性を見た上での判断とすべきということで、現段階では賛否を問うことは難しいと考え、反対である。

○村木委員長

それでは採決に移る。請願第 105 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第 106 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意

見をお願いする。

○笹田委員

市の説明を受け、1 番は賛成したいが、2 番については、やはり遊休農地のマッチング制度というところで難しい部分があるとのことだったので、2 番については反対したい。

○小川委員

1 番については、支援対象を限定することに少し問題があるかなという立場で反対であり、2 番の遊休農地の関係についても、全般的な鳥獣被害対策の一部として、それほど特化してやるべきことか疑問に思っているので、両方について反対する。

○大谷委員

1 番について、若手担い手育成ということの方向性は良いと思うが、具体的な提案ではないこと、そして2 番についても、遊休農地のマッチングということについて、具体的な面が不十分ということで反対とする。

○村木委員長

それでは採決に移りたい。請願第 106 号について採決する。本請願は請願項目ごとに意見があったので、請願項目ごとに採決を行う。

まず、請願項目 1 について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手多数)

挙手多数により、請願項目 1 は採択とすべきものと決した。

続いて、請願項目 2 についてである。請願項目 2 について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(可否同数)

可否同数なので、委員長の私が裁決権を行使する。私は賛成であるので、請願項目 2 は採択とすべきものと決した。

項目を分けて採決した結果、本請願は、採択とすべきものと決しました。

・ 請願第 107 号 自己破産した農業用ハウス（ＴＣ浜田跡地）及び未活用財産の有効活用に関する請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いする。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

○小川委員

アイデアとしては考えられないこともないが、先ほどの説明を受けたように、市が関与できるような現状ではないという立場で反対である。

○川上委員

まだ破産財産の法的整理が進んでいない段階で、市の判断ができないということで反対である。

○笹田委員

私も反対である。先ほどの答弁にあったように、今、後継者を探している段階なので、そちらを優先すべきである。

○大谷委員

次の後継者を探しているという段階の中で、市民にワークショップ等の開催を求めるのは、時期尚早であり反対である。

○西田一平副委員長

市がこれ以上関与できないということで反対する。

○村木委員長

それでは、採決に入る。請願第 107 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第 108 号 浜田漁港地域の排水処理について調査と説明等を求める請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見などがある方は挙手の上、反対や意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 108 号について採決する。本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、本請願は採択とすべきものと決した。

・ 請願第 109 号 J F (漁協) 関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について

○村木委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見などがある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○笹田委員

現在、請願で言われている施設は指定管理制度のもとで運営されている。家賃免除という概念は現時点ではないため、反対する。

○小川委員

漁業振興の立場で一定の公的支援は当然必要であり、先ほどの説明の中でも費用対効果等の公平性の観点については説明があった。その途中の段階で公費の見直しを求めるのはなじまないという立場で反対する。

○西田一平副委員長

指定管理ということで、現状において見直しすることはないということで反対する。

○大谷委員

先ほどの答弁にあったように、指定管理制度での運用ということで、現時点においては見直す段階でないということで反対である。

○村木委員長

それでは、請願第 109 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

・ 請願第 110 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について

○村木委員長

まず先に継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○川上委員

趣旨は理解できるが、所管が市ではないため、市としては要望程度しかできないため、反対する。

○大谷委員

執行部説明にあったように、市が管轄するものではないため反対とする。

○小川委員

やはり請願によって個別か所を優先していくやり方はどうかということもあり、技術的、効果的な基準に基づいて判断すべきだという中で、一定程度対応についても書かれていることも含め、その観点から反対する。

○笹田委員

困っていることも十分分かるが、個別か所への対応を議会が求めることは適当でないので反対する。

○村木委員長

それでは、請願第 110 号について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択とすべきでないものと決した。

以上で本委員会に付託された請願審査を終了する。

なお、採択した請願は、その後の対応状況を委員会として確認していくので、よろしくをお願いします。

暫時休憩する。

[11 時 10 分 休憩]

[11 時 19 分 再開]

○村木委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

2 議案第 44 号 財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

○村木委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、委員から質疑はあるか。

○川上委員

まず聞くが、今回このように普通財産を株式会社に無償貸し付けする事例は、これまでも多くあるのか。

○商工労働課長

確認はしていないが、他に事例はない。

○川上委員

現在の事業者は、今度ここで指定管理が終了するということか。

○商工労働課長

そのとおりである。

○川上委員

現在の事業者は株式会社か。

○商工労働課長

先日の議案質疑でも部長が答えたように、島根県と江津市が若干の株式を持っているが、民間企業である。

○川上委員

公共団体ではなく、民間企業であるという話である。

○商工労働課長

そうである。

○川上委員

この会社に対しては、令和5年に議決を得て、無償貸し付けをしている。そのとき、そこは第三セクターであった。浜田市の条例において、市が作った条例を自ら反故にして、このように進めているが、それについてはどう考えているか。

○商工労働課長

以前の議決について確認は必要だと思うが、その時点で議決を得たのは事実である。

○産業経済部長

補足するが、浜田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条で、第三セクター等の公共的団体においては、公益上の必要があるときに無償で貸し付けができるという定めがあり、これを使わずに地方自治法第96条第1項第6号で議決をしたという指摘であろう。

この議会の議決を経ずに無償貸し付けができる条例は、「できる規定」となっており、当時は第96条第1項第6号の議決を受けて処理するという判断をしたものと考えられる。

○川上委員

ということになると、これから先、民間業者に普通財産を貸し付ける場合は、全て第96条第1項第6号によらなければならないのではないか。

○産業経済部長

その時々状況により、少し違うところもある。第三セクターということになると、市の出資割合や公益事業の内容を考慮して、この議決を受けずに条例で無償貸付できるかどうか、個別判断となろう。今後、全ての第三セクター等に対して、条例を使わずに議決を受けて無償貸し付けをするかということになると、その時々判断となろう。

○川上委員

第三セクターという表現は以前もされているので、大丈夫だと思うが、当時の議事録にも残っていると思う。もしそうであれば、例えば条例の中に、いわゆる公共的団体という規定がある。浜田市の場合、普通財産を貸し付ける場合、議決が必要だが、なぜ第96条の議決をさせるのかを聞いているのである。

○産業経済部長

第三セクターということになると、公共的団体としての位置付けも一時的には有するものと思っている。島根県と江津市は出資しているが、その割合は低い。また、浜田市は現在出資をしていない。そうした出資割合などを見ながら判断すると、今のゆうひパーク浜田株式会社については、第三セクターの典型的な例ではないという見方もできようと思っている。

○川上委員

典型的な例ではないという見方もできるとのことだが、令和4年8月30日に方針決定した、第三セクター等経営健全化方針にも「ゆうひパーク浜田株式会社」と出ている。ということは、明らかに浜田市として第三セクターと認めて、財政支援等を検討しているわけである。であれば、条例第5条が適用されるのではないのか。私の理解が間違っているのか。

○産業経済部長

第三セクターであることについては、間違いはない。第三セクターが、この条例にいう公共的団体に全て当たるかという点と、その出資割合や、行う事業が公共的事業であるかなどを総合的に見て個別判断になると思っている。当時は浜田市も出資していたので、公共的団体とみなすこともできたと思うが、繰り返すがこの条例は「できる規定」であるので、当時の判断としてはこの条例ではなく、議決を受けて無償貸し付けをするという判断をしたと認識している。今においては、浜田市は出資していないので、島根県や江津市の出資割合などの状況から、今のゆうひパーク浜田株式会社が公共的団体に該当するかどうか、個別判断となろう。

○川上委員

今の答弁だと、全て個別判断になるということか。

○産業経済部長

そうした事例が起きたときは、一つひとつその状況、内容等を精査しての判断が必要であろう。

○川上委員

先ほど、第96条第1項第6号については「できる規定」と言ったと思うが、第96条第1項第6号は「条例に定める場合を除くほか」となっている。条例で定めている場合は条例に従うべきではないか。

○産業経済部長

説明が不十分だったかもしれない。先ほど「できる規定」と言ったのは、浜田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の中での定めであり、「普通財産は、次の各号に該当する場合は、これを無償又は時価より低い価格で貸し付けることができる」という規定のことである。

○商工労働課長

基本的な考え方としては、ゆうひパークは無償で貸し付けをしているが、こちらは収益事業を行っているので、公共的団体には当たらないと考えている。

○川上委員

収益団体であれば公共団体ではないという判断か。

○商工労働課長

収益事業を行うということで、純粋な民間団体という扱いになる。

○村木委員長

よろしいか。

○川上委員

次に、事業収支計画について聞く。先般示された事業収支計画だが、この中の収入の部について、直売所、テナント料、イベント、自販機等で、年間約1億円とある。現在の事業者は、年間直売所だけでどの程度売り上げがあるか知っているか。

○商工労働課長

1億7,000万円から1億8,000万円の売上げだと思う。

○川上委員

ということになると、今回の事業収支計画で出されている数字は、それに見合わないのではないか。賃料を取っていながら、見合わないのは明らかにおかしいと思うが、どうか。

○商工労働課長

こちらの売上げだが、テナント部分はまだ含まない売上げであると思っている。今、直売所の他に、今度コンビニエンスストアを設置する予定にしているので、当然、今までの直売所や産直等の売上げが、おそらくコンビニエンスストア等と半分ずつになるのか、どうかかわからないが、そういう想定で、約1億8,000万円のうち大体半分を見込んでいる数字である。

○川上委員

直売所で1億8,000万円ぐらいというのが分かった。コンビニが新しく入ると、それが減るということである。だから、売上げが上がらないということか。

○商工労働課長

直売所の他にコンビニエンスストアもあるので、コンビニエンスストアで買われる者もいるし、今の直売所で買う者、いわゆる差別化を図るといようなものがあるだろう。

○川上委員

そうすると、総額で半分近い金額、約9,000万円と、プラス賃料であれば、この数字が合わないと思うのだが、どうか。

○商工労働課長

コンビニエンスストア部分の売上げを抜いて、大体1億円という計上になっている。

○産業経済部長

先ほど、今のゆうひパークの物販が1億7,000万円から1億8,000万円と言った。この事業計画の中では、直売所とローソンを合わせてと言ったが、明確に半分に分けているわけではない。内訳を言うと、ここに直売所の売上げとテナント料の合計がある。テナント料の方は、ここに積算している目標については、これまで言ったとおり、明確に数字を言うことができないが、市の相場観として、大体平米1,500円というところで、この収支計画の中にあるテナント料と大きな開きがないことは確認している。平米1,500円で計算すると、テナント料が約2割、直売所が8割といった内訳である。

○川上委員

説明が理解できない。直売所の売上げが減っても、賃料が入ってくるわけである。それでも収入が合わないのはどうしてか。これ以外にも諸収入があると思うが。

○産業経済部長

繰り返すが、この周辺のところでは合致しているという認識である。先ほど言ったように、おおむね平米 1,500 円でいくと、賃料が約 2,600 万円、あとは直売所の売上げということになる。

○川上委員

この数字だと、直売所が半分で 9,000 万円、プラス賃料 2,200 万円で、1 億 1,200 万円になる。令和 23 年には 1 億 1,000 万円か。直売所が増えるとのことだが、賃料は変わらないと思う。しかし、直売所の売上げを増やす努力をしていないように見えるが、この金額でよいのか。

○産業経済部長

まず直売所で言うと、ここの数字にあるように 800 万円増えている。それと、集客目標との絡みでの質疑もあるのかと思ったが、集客目標を 5 年ごとに 5%増やすという目標を立てているが、これは直売所のみを指しているわけではない。ここに数字が含まれていない全テナントを含めた延べ来客者数ということでの集客目標向上計画を立てている。であるので、直売所については、ここに示されている数字ということで、事業者の努力も伺えると考えている。

○川上委員

収入が不十分なように思う。利用者がどのくらい増えるかということが一番大事だと思う。特に今回、事業を始めるに当たって、そこが増えてこないということは、市に対してこの事業者は貢献する気持ちがないということではないか。

○副市長

令和 10 年度と令和 23 年度の売上げのところを見れば、709 万 4,000 円増えている。直売所の売上げが増えるということは、その売上げの中で 4 割は浜田産品が占めるということを約束されている。売上げが増えるということは、そのうちの 4 割の浜田産品の割合も増えてくる。

○川上委員

確かに 700 万円増えるが、もともと 1 億 8,000 万円あったものがコンビニの出店で状況が変わる。現在 1 億 8,000 万円で、地元産品が 60%ぐらいと聞いているが、この計画ではそれに見合わないのではないか。

○産業経済部長

この計画では、直売所で取り扱う商品とコンビニで取り扱う商品で客層を分けた結果であろうと思っている。これまでどおりの物販については、この計画においては直売所の中で継続して、産品の割合も 4 割、島根県産品を 8 割を目指して、地場産品の取扱いを増やしていこうという計画である。直売所の売上げについては、年数をかけて増やしていきたいというところであるので、この計画の中での地場産品

の取扱いについては、達成可能であろうと考えている。

○川上委員

少しずつ違う報告が聞こえてくる。もともと無償貸し付けするということを決めたのは誰か。

○商工労働課長

内部協議して、最終決定者は市長である。

○川上委員

内部協議という答弁だが、情報公開で得た資料を見る限り、内部協議して無償貸し付けしたという記録はない。どこにその記録があるのか。記録があるのであれば、開示請求するので示してもらいたい。

○産業経済部長

無償貸付の方針については、この議会に対しては令和5年5月のリニューアル方針の中で、明確に言葉にして説明をしたと認識している。記録からも確認をしている。そのときに、当時の執行部の中でどういう協議をもってその方針を定めたか、今は資料を持ち合わせていないが、間違いなく協議を経て、当時の執行部として判断した方針だと思っている。資料の請求手続きをすれば、当時の資料を確認し、あるものについては提示したい。

○川上委員

次に、無償貸付以外に、有償貸付や売却、あるいは行政財産化して指定管理者制度を導入するなど、他の選択肢の検討はなされたのか。

○産業経済部長

その検討の経緯、当時どのような選択肢があり、現在無償貸付の方針が定まったのか、何らかはあったと思う。先ほど言ったように、今はその当時の協議の経過資料を持ち合わせていないので、資料請求の手続きに応じて、あるものについては話したい。

○副市長

先ほど、無償貸付と決まっていたというのは、あくまでも民間活力を募集して何とかしようという方針だったということである。それまでに、なぜ他の方法を考えなかったのか。なぜこういう形になったのか、その記録があるということだが。

○産業経済部長

当時の記録があるとは明言していない。我々も当時の記録は今持ち合わせていない。確認して、資料請求があれば示したい。

○川上委員

次に、議案質疑で問題点が何点かあった。適正な対価の判断基準が明文化されていないことを認めている。無償貸付の適正対価の判断基準については、一律の算定根拠というものはないという答弁であった。それでは、私どもとしては、見えていないものまで含めて適正だと説明されても困る。

○商工労働課長

先日の議案質疑で答えているが、当施設は公共施設であり、道の駅としての機能維持に加え、観光振興や地域活性化の拠点としての役割を担っている。また、事業者が施設改修や将来的な設備更新費用を負担することとしており、市の財政負担の軽減が図られるということから、明確な数字は表せないが、こうしたことを総合的に勘案して、無償貸付としている。

○川上委員

次である。契約相手が共同企業体だが、これは任意団体だと思う。答弁では、共同企業体協定書で責任の所在を明確化し、通常作成されるものと認識しているとのことだった。協定書を確認せずにこの議案を出したのか。

○商工労働課長

協定書の存在は確認しているが、中身まではまだ確認できていない。

○川上委員

答弁の中で、住民サービスが向上するなどと言われているが、協定書が明確になっていない中で、その責任の所在が不明確なのに、なぜこのようなことができるのか。

○商工労働課長

第1交渉権者と話をする中で、市の窓口は代表企業となり、原則、代表企業が責任を負うということで話を得ている。

○川上委員

今の話は口頭での話ということか。プロポーザルの要項には「共同企業体として」と書いてある。

○商工労働課長

共同企業体ではあるが、それぞれ役割分担を決められており、代表企業の方は原則として責任を負われるということである。

○川上委員

協定書にきちんと役割分担が書いてあるのか。それを確認せずに答えてもらっても困るのであるが。

○副市長

我々は、協定書があるものとして今この議案を進めている。

○川上委員

それを提出してもらいたいのである。

○商工労働課長

協定書の中身については早急に確認したい。

○川上委員

確認する、あるはずである、そういうことを言われても、我々に何も提示せずに議決を求めているのか。委員会をどう考えているのか。提出された資料に基づいて動いてほしい。我々は資料請求する権利がある。

○副市長

今、川上委員の質問した件については、正確にこの後報告する。今手元で担当が記憶していないので、正確な情報をこの後報告する。

○村木委員長

その他あるか。

○笹田委員

全員協議会での質問との答弁の違いについて、指摘があったので、そこだけ確認させてほしい。私の一般質問で、直売所で浜田商品を 40%としているが、現状どのくらいかという質問に対し、答弁としては「浜田商品を 4 割ということで、現状との比較で言うと、既存の取扱いも変動等があり、単純比較は難しい面もある」と認識している。しかし、浜田商品の取扱いが 60%以上あるという話を聞いたのだが、なぜその数字を答えなかったのかという疑問を持っている者がいるので、その点について確認させてほしい。

○産業経済部長

単純に 60 という数字は聞いていた。しかし、我々としてはその数字だけをもって比較することはできないと判断した。その数字の裏付けもきちんとできていなかったもので、答弁ではその数字を使わずに、そのような表現としたところである。

○笹田委員

聞いたけれども、確かな数字かどうか判断できなかったのも、そういう答弁になったということか。

もう一つ、6月18日の全員協議会での森谷議員の質問だが、プロポーザルの外部有識者について、氏名は非公開とのことだったが、答弁の中に「道の駅の運営の専門家」という者がいたという認識である。当日そのような者はいなかったという情報があったのだが、その辺りはどうか。

○産業経済部長

氏名は非公開だが、道の駅の専門家として、現在のコンサルタントから紹介された大学の教授に間違いなく来ている。

○笹田委員

今回の事業は、まず第1優先交渉権者が提案したものを、市が修正したものか。それとも提案者のものをそのまま市が提案したのか。

○商工労働課長

提案を得て、議員から得た意見等を反映させるべく、協議を行ったところである。

○笹田委員

数字が多くあり、年間 49 万人という話があったが、あれも第1優先交渉権者の数字なのか、浜田市がこれぐらいならいけると判断した数字なのかを聞きたい。

○商工労働課長

来場客数だが、こちらも第1優先交渉権者が、浜田・三隅道路の開通や、イベントの開催等による集客を見込んで計上された数字である。

○笹田委員

向こうの数字ということである。それで、この事業計画が本当に実現できるのかどうかを聞きたいのだが、現在の段階で、入居確約というか、入居見込みはどれぐらいのパーセンテージなのか。

○商工労働課長

1 階のテナントについては、ローソンが出店することを聞いている。それ以外についてはまだ確約というところまでは至っていないと聞いているが、当然、新規出店に向けて動いているところである。

○笹田委員

議会も含めてだが、事業計画の中で何%が確実に入ってもらえるのか、その数字が知りたい。

○産業経済部長

優先交渉権者が直営する直売所は除き、まず店舗数だが、1 階のローソン部分が1 店舗、仮に1 階のフードコート部分を3 店舗とする。それに2 階の東側レストラン部分、西側レストラン部分をそれぞれ1 店舗とすると、全6 店舗に対して、ローソンとローカルフードラボについては出店確定と聞いているので、6 分の2、約33%という計算である。

○笹田委員

今の段階で3 分の1ということである。今、部長から1 階はローソンとフードコート3 店舗とされたが、フードコートを3 店舗とする根拠は何か。

○産業経済部長

仮にという前提だが、ローカルフードラボと、今カフェとベーカリーの誘致に動いているので、3 店舗という数字である。

○笹田委員

事業計画が出ているわけであるから、3 店舗でやるという計画なのだと思う。

○産業経済部長

今の事業計画では、3 店舗という前提である。

○笹田委員

以前から委員会の中でも、この計画で本当に大丈夫かという議論があった。2 階が両方とも飲食店として今回事業で挙げられているが、30 年間、2 店舗あったこともあるが、1 店舗の時期の方が多かったと思う。そうすると、今の段階で未定となったときに、本当に全部やっていけるのかという懸念がある。市としてなぜ2 階に2 店舗の出店でよいと判断したのか。

○商工労働課長

共同企業体については、現在の利用状況に加え、山陰道の交通環境の変化や、交流人口の増加を見据えて、2 階テナントを含めた事業全体として採算性があると判断した上で提案をされていると思っている。市としては、その事業計画や収支計画について、公募型プロポーザルにおいて総合的に審査し、事業の実現可能性がある

ものと判断した。

○副市長

おそらく現行のイメージでは、この計画は難しいのではないかという話だと思う。しかし、今の計画では、諸々のことを勘案して、現在の来客数を倍の 50 万人にするとうなるかという計算がある。全国的な統計によると、道の駅に飲食目的で来る者は 30%から 40%ぐらいで、その中間をとって 35%とすると、50 万人のうち一定数の者が飲食施設を利用することになる。その数字を基に、1 階と 2 階の割合を計算すると、1 店舗当たり 1 日大体 80 名から 100 名ぐらいの集客が見込めるという計算になる。今のデータを見ると、1 日に各店舗 80 名から 100 名ぐらい入れば、ある程度採算性は賃料を払ったとしても見込めるという計算が成り立つ。ベースは、まず来客数が倍になるという見込みがあり、そこから計算すると、理論上は収益モデルとして成り立つと我々も検証した。この辺は当然、共同企業体も計算しているし、我々も計算してみたところ、通常のデータを取り寄せたところ、1 店舗当たり 1 日 80 名から 100 名ぐらいの集客で経営は成り立つという数字が出る。この見込みは、50 万人という来客数があれば、現実的な数字ではないかと申し上げる。

○笹田委員

今の浜田市の状況や人口減少、特に目新しい観光地ができるわけでもないことを考えると、来客数が増える見込みがあまり想定できないというのが現状だと思う。本当にこの数字でいけるのかという懸念がある。

もう一つ、コンビニだが、委員会でも入口にあるのはどうか、コンビニだけ寄って帰るのではないかという話があったが、市の方はシャワー効果のことを言っていた。シャワー効果というのは、道の駅のどこでどのように検証したのか。

○商工労働課長

共同企業体からは、利用頻度の高いコンビニ施設を前面に配置することで来場者を呼び込み、その集客効果、いわゆるシャワー効果を活用して、物販施設や飲食施設など施設全体への回遊を促す計画であるとの提案を受けている。主要路線上には看板や案内サインを設置し、利用者に事前に物販、飲食、公園などを案内することで、施設全体の利用促進を図る計画となっている。市としても、このような店舗配置や動線計画、情報発信を組合せることで、回遊性の向上が期待できると考えている。

○笹田委員

今回、収支計画が出ているが、この収支計画は、今市が出している計画、つまり 2 階に飲食店 2 店舗、フードコート 3 店舗、直売所、ローソンを合わせた数字という認識でよいか。

○商工労働課長

テナント料については計上されているが、テナント部分の売上げは計上されていないので、その認識でよい。

○笹田委員

それだと、今の浜田市の契約だと、10月末までに2階に1店舗だけなら認めるとなると、この収支計画自体は成り立たないものになるのではないかと。

○商工労働課長

確かに笹田委員の言うとおりで、空き店舗が出ることにより、収支構造が大きく変わってくると思う。第1優先交渉権者においても、テナントリーシングは自らの収益に関わることであるので、全力をもって当たると考えている。

○笹田委員

当たられるのは当然だが、この計画が出ている以上、これをやらしてもらわなければならない。10月の段階で全て埋まらなないと、この計画どおりにいかないということになる。

○副市長

スタートのときに、ぎりぎりの条件でスタートすると、今説明している収支計画が合わないものになってしまう。この計画どおり進めていくのであれば、やはり10月に全て埋まるべきだという議論があつてしかるべきである。そのあたりはどうか。

○産業経済部長

全てのテナントが埋まらなないと収支計画は成り立たない。それは事実である。先ほど協議したとおり、リーシング募集については、10月末に2階の1か所だけでなく、全て埋めるということもあろう。条件を課すに当たって、どこまでの条件かという中で、全てという選択肢もあった。ただし、この10月末という期限は、後から出したようなところもあり、そういったところも考慮し、いったん10月末においては2階は最低1店舗とした。ただ、4月に向け、その時点で決まっていなくても、もう一度このリーシングについては全力で当たってもらいたいということで、優先交渉権者と協議した。

○笹田委員

市はそれを見込んで今議会に提案しているわけである。そこが崩れれば、収支計画も全て崩れる。その辺りをしっかり話していかなければならない。

それと、地元雇用の話もあった。今から契約書を書く上で、地元業者の活用、地元産品、地元雇用などについて、何%というような取り決めをした上で契約するつもりか。

○商工労働課長

なかなか数値目標を設定できない部分もあるので、そういったことを契約書に盛り込むのは難しい面もあると思っている。

○産業経済部長

地元産品の取扱いなどの部分は、事業計画の中でも数値目標を定めている部分があるので、ここは契約段階でしっかり優先交渉事業者と確認をしていきたい。ただ、契約書になると、その数字を盛り込むのが少し細くなる部分もあるので、別途覚書も結ぶ。その数字のところについては覚書での確認になると思う。

○笹田委員

地方自治法第 96 条のことを言ったが、やはり市民に対する利益というところが、議会としての判断材料になる。地元の雇用、地元企業の活用、地元産品の活用というのはこれに属すると思う。その数字が確実でない限りは、なかなか判断できないと思ったので、質問した。

無償貸付であれば、年間 1,470 万円、15 年間で 2 億 2,000 万円の貸付料になる。先ほどの地元雇用などを含め、これ以上の公益性があると判断した理由について教えてほしい。

○産業経済部長

適正な対価ということで、本日配布している年間有償貸付料 1,470 万円を無償で貸し付けるわけだが、その代わりに市としては、定量的、定性的な面での市のメリット、市民のメリットを考えている。まず定量的なところで言うと、財政効果である。これを無償にする代わりに、この期間、施設の維持管理、修繕、大規模修繕も含めて全て事業者の方で負担してもらう。これがまず挙げられる。数字には表せないところだが、道の駅の公共性をこれまで以上に高めてもらうこと、市民のメリットとして、買い物や飲食、休憩公園でくつろいでもらうといった、これまで以上の利便性の向上というところを総合的に判断し、1,470 万円を無償にするが、妥当なものであらうと判断している。

○笹田委員

修繕費や空調の更新費など、事業者が言った金額を、市としてしっかり調査した上で算出した数字なのか。どこで調査したのか。

○商工労働課長

市内の業者に一緒に立ち会ってもらい、積算した。

○笹田委員

短い期間でしっかり市が単独で調査した金額ということで、修繕費と空調については、おそらく 1 億円かかったりするという判断か。

全員協議会で得た議案第 44 号の補足資料の、K P I 集客目標のところ、達成率 50%未満が 2 年、70%未満が 3 年連続というようなところがあるが、これはどのように判断されて設定した数字か。

○産業経済部長

著しく低い場合の目安ということで、まず私の方で 50%、60%、70%ぐらいの数字を考慮した。当然、私だけでなく、この契約解除の基準については、金融機関で事業者に融資をしたり、事業がうまくいかないときに改善指導などを行っている金融機関の専門家にも助言を得て、この基準を定めた。

○笹田委員

改善計画がなされて、結局改善できなかった場合には、契約解除が先送りになる可能性があるが、契約解除条項の実効性はどうなっているか。

○商工労働課長

当然、契約条項に違反するような場合があった場合は、改善計画を出してもらい、それを検証する。それで改善が見られない場合については、また相互協議の上で、契約解除するかどうかを判断していくことになる。

○笹田委員

その後に市が総合的に判断して契約解除となった場合、「総合的判断」というのは非常に曖昧に聞こえるが、何か基準があるのか。

○商工労働課長

総合的判断ということで、例えば社会情勢や、予算の執行状況ではない部分があった場合等々も勘案して、総合的にという表現にしている。

○笹田委員

もし契約解除になったときに、次の業者を決めるのに非常に時間がかかったり、さらにまた計画がいろいろ変わったりする可能性も十分考えられる。市として、そうなった場合のことを何か考えているのか。

○商工労働課長

原則として、契約解除の6か月前までに通知をすることになっている。その間に次の事業者の選定作業をすることになるわけだが、当然、後継事業者への引き継ぎの協力等はお願するし、テナント等利用者への影響は最小限に配慮するよう考えている。

○笹田委員

半年で見つからない場合は、今の状況で見つかるまで、そういった事業者と同じような形で管理してもらうのか、それとも6か月で完全に契約を切って空白の時間を作ってでも新しいところを見つけるのか。

○産業経済部長

契約解除の判断は、それ以前にもあると考えている。覚書の基準等を満たさなければ直ちに契約解除とはせず、改善を求める経緯を経て、最終的には契約解除ということになるが、その経緯の中で業者とも協議をしながら、業者の考えも聞きながら、6か月前が1年前になることもあろう。次の業者を見つけることになると、確かに1年半近くはかかると思っているので、最低6か月前を踏まえながら、業者との改善に向けた協議の中で、空白期間がなるべく開かないように、1年ぐらい前の判断になるようなこともありようし、そうしたところで空白期間がなるべく生じないような配慮は十分にしたいと思っている。

○小川委員

期間について聞く。私がずっと心配しているのは、地元との関係をいかに構築してもらえるのかということである。これから15年を見通して、この業者だったら地元との関係もうまくできるだろうと判断したと思うのだが、そのあたりの根拠というか、どこを見てその判断をしたのか。

○商工労働課長

地元業者と協力して商品開発をするとか、イベントの開催、マルシェの開催、朝市の開催等を計画されている。そうしたところを通じて、地元の業者や住民との関係性を構築していけると考えている。

○小川委員

現在、運営事業者が出店を辞退した。市民から不安の声を聞いている。そういつたときに、果たしてこれから 15 年先の協調性について支障がないという判断をしていると思うが、本当にそれで大丈夫なのか。

○産業経済部長

現運営者の出店辞退は、当時、執行部としても大変重要な事柄であったと認識している。そうした考え方をした現運営者の判断を受け、当時の執行部も今の運営事業者との話し合いの場も持ちながら、どういったところが原因だったのかなどを確認したが、結局のところ、入札の方式であったということで、そこまで深く関与できなかったことは事実であろう。

そういう状況ではあるが、優先交渉権者が地元事業者との関連を重視するのは、間違いなと思っている。共同企業体である浜田ビルメンテナンスとも一緒に事業をする中で、市内 20 社以上から事業に対しての関心表明なども得ているところも確認している。優先交渉事業者の中で、地元事業者との連携を重要視していることは、我々もそういうところで確認をしている。

○小川委員

条件で折り合いがつかなかったから辞退されたということだと思う。優先交渉権を持った会社が本当に浜田市にとって必要な、税金を投入して作った施設を無償貸し付けすることの妥当性を判断するしかない。そこをきちんとチェックするような仕組みを含めて、どのように考えているかが担保になるのではないか。

○産業経済部長

地域連携、地元事業者との関係性というものは当然含まれると思っている。優先交渉事業者の事業計画の中で、これは十分果たせるという判断をしているが、これは契約を結んだ後、事業を開始するときも、必ず毎年、事業内容の報告を受ける中で、市としてもしっかりと検証し、これができていないということになったら、改善指導等をする中で、この地元事業者との連携はしっかりと事業会社に担保していきたいと思っている。

○小川委員

地方自治法第 237 条との関係が、どうしても理解に苦しむところである。絶対に法には抵触しないという自信の根拠について聞きたい。

○産業経済部長

議案を提出しているので、地方自治法に抵触していないという自信は持っている。適正な対価として無償貸付をする部分については、定量的なところで言うと、維持管理、修繕といった財政負担を優先交渉事業者に負担してもらうこと、それから道

の駅の公共性をこれまで以上に高めることによる公共性の向上、そして市民の利便性の向上といったところを総合的に判断し、無償貸付をしても問題ない。

○小川委員

今日の委員会の中では一定の結論を出さざるを得ないので、このことが核心なんだろうなという思いを伝え、質問を終わる。

○村木委員長

その他あるか。

○副市長

川上委員の協定書の中身について、午後に回させてもらってよろしいか。今、確認できていない。

○川上委員

今の無償貸付は、補助金と同じような考え方なのか。もしこの議案が可決された場合、第1交渉権者と契約した後に、補助金や交付金、貸付制度の活用について提案があれば、市としてどのような考えがあるか。

○産業経済部長

公募要項の中に、「民間事業者が自らの資金で事業の独立採算性を基本とするが、補助金、交付金、貸付金制度等の活用提案があれば、市としても支援を検討する」と書いてある。

○村木委員長

ここで、暫時休憩する。

[12 時 34 分 休憩]

[13 時 33 分 再開]

○村木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開する。議題2 議案第44号「財産の無償貸付について」の質疑を行う。執行部から報告はあるか。

○商工労働課長

共同企業体における協定書について答える。プロポーザル参加時に大枠の提案は得ているが、詳細な役割分担、責任割合、収益配分、リスク分担等については、現在契約に向けて調整中である。

また、整備運営事業者から補助金や交付金の活用提案があった場合、公共性が認められる部分については市として検討する旨の記載が募集要項にあるが、これはあくまで公募時の条件であり、現時点で新たな補助金の交付を検討している事実はない。

○産業経済部長

国や県の補助金、貸付制度の活用については、市が主体となって申請を行うのではなく、事業者が制度を活用する際の側面支援を検討するという趣旨である。

○川上委員

協定書が未完成とのことだが、中身がはっきりしない状況で契約を進めるのは不安がある。どのような内容を想定しているのか、市として確認しているか。

○商工労働課長

構成員間での責任の所在や収益の配分、万が一の際のリスク分担などを明確にするよう聞いている。

○川上委員

事業計画における収支についても、構成員を含めて責任を持つということか。収益については代表企業がほぼ 100%を占めると聞いているが、実質的には 1 社による運営と理解せざるを得ない。今回の議案が可決された場合、契約の相手方は誰になるか。

○商工労働課長

契約の相手方は代表企業となる。経営管理課にも確認し、他市の事例等に照らしても、代表企業を相手方として契約することに法的な問題はないとの回答を得ている。

○川上委員

代表企業が相手方になることは理解したが、法的な位置付けには依然として疑問が残る。浄化槽の管理等において特定の企業が関与するような動きもあると聞き及んでいるが、その点について把握しているか。

○副市長

そのような事実は承知していない。

○村木委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

3 議案第 45 号 工事請負契約の変更について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）

○村木委員長

執行部から補足説明はあるか。

○金城支所産業建設課長

変更契約の内容について説明する。主な増額理由は、建築主体工事と密接に関連する露天風呂の工事費を追加したことによるものである。変更増額分 7,355 万 4,800 円のうち、露天風呂関連が約 5,470 万円を占めている。

その他、施設裏手の山側に新規旅館が誕生することに伴い、利便性向上のため擁壁に通路や階段を設置する工事費として約 300 万円を追加している。

また、工法変更や追加工事に伴い工期を 89 日間延長することとし、それに伴う諸経費として約 700 万円を増額している。

○村木委員長

委員から質疑はあるか。

○大谷委員

露天風呂に 5,500 万円弱かかるとのことだが、設計段階から水量の変更や面積の変更があったのか。詳細を説明されたい。

○金城支所産業建設課長

設計自体に大きな変更はない。今回、令和 8 年度予算で追加契約となったのは、国への事業費申請のタイミングによるものである。

一部変更点としては、男女それぞれの水風呂を当初計画の 2 つから 1 つに集約した。その分、貸切風呂に水風呂を追加するなどの調整を行っている。

○大谷委員

水風呂はサウナ利用者にとって重要だが、数を減らしたことで利用人数に影響はないか。

○金城支所産業建設課長

サウナの定員と連動して検討した。カタログ上の定員は 10 名だが、実際に現場で大工や作業員に座ってもらい検証したところ、実質的には 8 名程度が適切であると判断した。

脱衣所のロッカー数や他施設の事例も勘案し、交互に利用することを前提とすれば、水風呂は 1 つで十分対応可能であると考えている。

○大谷委員

水風呂の容積そのものは、何名程度が入れるサイズを想定しているか。

○金城支所産業建設課長

広さは十分に確保しているが、基本的には 1 名ずつ、あるいは少人数で入れ替わり利用してもらう形となる。

○川上委員

仕様変更に伴う工期の遅れなどは発生しないか。

○金城支所産業建設課長

協議や指示書の作成等は適宜行い適切に対応している。

○笹田委員

工期を 3 か月延長する理由を改めて聞く。

○金城支所産業建設課長

露天風呂などの外構工事を本体工事と一体的に進めるため、当初から 9 月末までの完成を見込んで調整していた。国の補助金等の兼ね合いで工期を刻んで発注したため、今回改めて変更契約として延長をお願いするものである。

機械設備や電気設備工事についても同様に 9 月 30 日まで延長している。

○笹田委員

供用開始の時期や運営計画に影響はないか。

○金城支所産業建設課長

中東情勢による資材調達の影響なども考慮し、9 月末までの工期で進めている。
11 月末の竣工式には十分間に合う計画である。

○笹田委員

今回の変更契約で、事業費と工期は確定したと考えてよいか。

○金城支所産業建設課長

建築、電気、機械の主要 3 工事についてはおおむね目処が立った。ただし、駐車場整備や保養センターの解体工事において予期せぬ事態が発生した場合には、再検討の可能性もゼロではない。最終的な数量調整による微修正はあり得るが、大幅な増額は現在のところ見込んでいない。

○村木委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

4 執行部報告事項

○村木委員長

資料は事前に配付されているので、ポイントを簡潔に説明し、その後質疑を行う。

(1) 浜田市ふるさと産品創出等支援事業「#ふるさと納税 3.0」の取組について

○村木委員長

執行部から説明をお願いします。

○ふるさと寄附推進室長

ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した、新たな地場産品の開発支援事業について説明する。

本事業は、寄附者からの応援を原資として、事業者が行う新商品の創出等を支援するものである。補助金額は補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、寄附額の 10 分の 4 を交付する。寄附目標額を超えた場合は対象経費の全額補助も可能だが、目標に達しなかった場合でも、事業実施の意思がある場合は協議により補助金を交付することがある。

寄附金の使途については、40%を補助金に、残りの 60%から返礼品代金等の経費を差し引いた額を、市の農林水産業等の振興基金へ積み立てて活用する。

○村木委員長

質疑はあるか。

○笹田委員

寄附額の 40%を補助する根拠について聞く。

○ふるさと寄附推進室長

総務省が示す基準に基づいて、経費率を 60%以内に収める必要があるため、最大限の支援として 40%を設定した。これは全国的な手法に準じたものである。

○笹田委員

本制度の導入による、市への具体的な波及効果はどう考えているか。

○ふるさと寄附推進室長

寄附額の約 10%が実質的に市の基金へ積み立てられるという数値的な効果に加え、クラウドファンディングを通じて本市の魅力を広く発信することで、新たな寄附者層の開拓と、市全体の寄附額の底上げに寄与するものと考えている。

○笹田委員

目標額に達しなかった場合の「協議による補助」について、基準はあるか。

○ふるさと寄附推進室長

事業者が自己資金で不足分を補填してでも事業を開始したいという明確な意欲があり、内容が本事業の趣旨に合致している場合に、個別協議の上で応援することとしている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市と邑南町との「食」を通じた観光・文化交流協議会の解散について

○村木委員長

執行部から説明をお願いします。

○観光交流課長

本協議会は、平成 27 年の設立以来、両市町の食の強みを生かした情報発信や共同出展に取り組んできた。

設立から 10 年が経過し、令和 4 年の広島広域都市圏への加盟など、観光を取り巻く広域連携の枠組みが変化したことから、役割を整理し、本年 5 月の総会をもって解散することとした。今後は既存の広域連携を基盤に、引き続き連携を深めていく。

○村木委員長

質疑はあるか。

○笹田委員

おおむね目的を達成したため解散したとの説明であったが市としてのおおむねの目的とは何か。

○観光交流課長

具体的には邑南町と石見グルメフェスを開催したり、広島テレビやラジオを活用した宣伝、広島で開催されたイベントへの共同出店を行い両地域の食や観光がPRできた。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(3) 石見神楽団体への補助金の交付決定について

○観光交流課長

令和8年度の採択状況について報告する。「保存・継承支援補助金」については9団体に対し計2,068万4,000円、「活動支援事業補助金」については14件に対し計1,155万5,000円の交付を決定した。引き続き神楽団体の活動を支援し、観光振興に努める。

○川上委員

基金の状況について回答を願う。

○観光交流課長

資料を持ち合わせてないので後ほど回答する。

○西田一平副委員長

交付された社中はここに掲載されているのが全てか。

○観光交流課長

全てとなる。

○笹田委員

補助して終わりではなくどういった効果があったかが重要であると考えてるがどのような効果があるか。

○観光交流課長

市内の神楽団体の活動の活発化や継承の支援につながっていると考えてる。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

○村木委員長

配付資料について確認を願う。

(資料を確認)

以上で執行部報告事項を終了する。7月3日の全員協議会へ提出すべき事項はあるか。

○商工労働課長

執行部としては、特にない。

○村木委員長

委員からあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、全員協議会への報告事項はなしと決定する。

5 所管事務調査

(1) 採択した請願の進捗状況について

○村木委員長

説明をお願いする。

○商工労働課長

請願第 54 号「浜田市商店街の活性化支援を求める請願」のうち、請願事項 3 及び 4 の進捗状況を報告する。

まず、請願事項 3「キャッシュレス決済の促進を支援すること」についてである。

キャッシュレス決済については、業務の効率化や売上げ向上などのメリットがある一方で、決済手数料や事務負担の不安などの課題もあることから、市では各商店街へ聞き取りを実施し、導入状況や課題を把握するとともに、促進方法について研究を進めているところである。

また、商工団体とも連携し、市内事業者のキャッシュレス対応の現状について一応の共有を行い、今後の支援のあり方について検討しているところである。

次に、請願事項 4「店舗改装への補助金を検討すること」についてである。

店舗改装への支援については、現在、商業支援事業補助金において、店舗の改修費を始め、備品購入費、家賃、広告宣伝費を補助対象として支援を実施している。

補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 を負担し、補助限度額は 200 万円、39 歳以下の者については 230 万円となっている。

本補助制度については島根県の財源を活用した事業であり、令和 7 年度は、浜田商店街において 1 件、エコ改修費として 200 万円の補助を実施している。

今後も商店街や商工団体と連携しながら、商店街の活性化に向けた支援に取り組んでいく。

○浜田駅周辺活性化推進室長

請願第 55 号と 56 号を説明する。

まず請願第 55 号、浜田駅周辺整備の透明性向上に関する請願についてである。

これにつきましては、現在、浜田駅周辺の活性化に向けたグランドデザインを策定しており、現在は、地域力創造アドバイザーとともに、駅周辺の関係者等とのヒアリングを実施している。

ヒアリング結果については、整理を行い市のホームページで順次公開し、各委員とも協議を図っていきたいと考えている。

また、グランドデザインについては、当初 2 年間かけてということもあったが、まずは 9 月議会でたたき台を提示し、広くこのたたき台をもとに、パブリックコメントを求めたり、各種会議体等での説明、意見交換を図りながら、合意形成を図っていきたいと考えている。

財源等についても、グランドデザイン自体は駅周辺の将来像を示すものであるもので、個別に今後事業等を検討するに当たっては、その中で事業費や財源についても示していくことになると考えている。

請願第 56 号三桜酒造跡地の利活用に関する透明性の確保を求める請願についてである。

この土地の利活用については、まずはグランドデザインで示す将来像の実現に向けた周知方法の一つとして進めていくことになると考えている。

一方で三桜酒造跡地の利活用については、これまでも公共活用検討委員会からの提言や、令和6年度の現状分析、調査事業を実施している。また、来年度は社会実験を実施する中で市民アンケートなども得ているところである。

そうしたこれまでの結果や現在行っているヒアリング等も踏まえながら、グランドデザインが示すにぎわいの創出に寄与する形で、その利活用については、今後具体的に示して、市民との合意形成を図っていきたいと考えている。

○維持管理課長

請願第59号管理区域外の草刈りに対する行政関与について報告する。請願事項3の具体的な負担軽減策についてである。これまで町内会が草刈りを行っていた箇所、集落間を結ぶ道路であり沿道に住宅のない箇所については、町内の負担軽減のために、市が業者へ委託して草刈りを行っている。

請願第65号生活道路の補修計画及び舗装基準の明確化を求める請願の請願事項2の周辺住民への回覧内容については、主に工事名称、場所や内容、通行規制などを記載して、周辺の町内の皆に周知を行っている。

次に請願事項3、危険箇所の現状については、危険箇所の総数は92件、このうち対応が完了したものは86件である。残りの物件については、いずれも昨年の大雨による災害復旧の箇所で、現在ではすべての箇所で工事契約を締結し、対応中である。

続いて請願事項4、舗装基準のホームページ等への掲載内容については、舗装に関する基準としては、現在ホームページに「市道認定基準」と「路面復旧基準」を掲載している。また、市道認定基準は、主に道路の隅切り部分の形状や舗装の構成など、市道認定する場合の技術的な基準を定めたものである。路面復旧基準については、水道管などを道路に埋設する際の舗装復旧の方法を定めたものである。

次に請願事項5、補修舗装予定一覧のホームページへの掲載内容について、現在ホームページには、令和8年度の道路改良舗装整備等の発注予定を一覧で掲載している。その主な内容としては、道路の路線、工事場所、工事の概要、発注時期及び担当課を掲載している。

請願第61号市内河川の点検強化及び治水対策の充実を求める請願の請願事項4、住民が危険箇所を通報できる仕組みについてである。

毎年開催される行政連絡員会議において、行政連絡員の皆に依頼しているが、河川や道路等の被害が発生した際には、発生場所に人的被害や家屋被害の有無など、状況を報告してもらうようお願いしている。

請願第82号、令和7年度における道路や河川等のインフラ整備の状況については、令和7年度の年度内執行状況だが、道路に関する要望は1244件、このうち対応済みのものが1090件となった。河川については要望が18件、対応済みが8件という状況である。

○建築住宅課長

請願第 63 号空き家対策の強化を求める請願の空き家の定期的な実態調査についてである。空き家の実態調査は、市の空き家等対策計画における効率的な施策を推進するための基礎資料としており、今後も対策計画の更新時に合わせて定期的な調査を実施していくこととしている。また、普段の業務においては、地域住民等からの情報提供や相談に基づいて適宜現地調査を行いながら、空き家の情報収集や既存データの更新に努めているところである。

続いて、倒壊の恐れのある建物への指導強化についてである。倒壊の恐れのある空き家については、空き家対策特措法に基づく国のガイドラインにより、所有者等に対して現地の状況を注視しながら、指導を行っているところである。今後も引き続き、危険空き家の増加の抑制に努める。

続いて請願第 64 号市営住宅の入居基準見直しを求める請願の申込手續の簡素化についてである。現時点においては、入居申込手續を必要書類等により確認することが必要となるため、提出書類を省略することは非常に困難な状況だが、申込者の要望により、現在管理代行を行っている住宅供給公社への必要書類の郵送等での受付を可能にするなど、場合によってはこうした対応もとっている状況である。

入居基準の最終的な簡素化のイメージとしては、入居時における必要事項の説明などをビデオ通話ツール等を使って実施すること、また必要事項の入力、書類の提出などをオンライン申請により行うことが想定されているところである。ただし、これらを実現するためには管理代行を行っている住宅供給公社側での環境整備等が必要となるため、今後公社への働きかけを続けていきたいと考えている。

○村木委員長

委員から質疑はあるか。

○川上委員

グランドデザインの予算的な裏付けは、いつ頃示されるか。

○浜田駅周辺活性化推進室長

まずは全体構想を示し、個別のプロジェクト具体化に合わせて順次予算化を検討していく。

○川上委員

請願第 59 号について実施地域はどの辺になるか。

○維持管理課長

直近では黒川町の浜田市第一中学校の前から上府町に抜ける市道があるがその途中の家がないところ 1.2km ほど以前は町内会が草刈りをしていたが今は市がしている。

○今田委員

道路の溝掃除について、市が直接対応する基準はあるか。

○維持管理課長

大規模な水路などで、町内会での対応が困難な場合には、バキュームカー等によ

る清掃を個別に判断して実施している。

○笹田委員

請願第 54 号について、キャッシュレス対応や店舗改装に関して、請願後に新たに実施した取組はあるか。

○商工労働課長

事業者への聞き取りなどは行っているが、現時点で新たに開始した取組はない。

(2) 令和 5、6 年度「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業の事業報告について

○村木委員長

説明をお願いする。

○水産振興課長

浜田の特選水産物「浜田三魚」の P R として、学校給食への提供や「お魚検定」の実施により、ブランドの認知度向上と消費拡大を推進した状況である。

また、浜田漁港周辺でのイベント開催により、にぎわい創出に取り組んでいる。執行状況については記載のとおりである。

○笹田委員

この事業は継続的に行われているが、2 年間の事業を通じてどのような成果を上げたかと評価しているか。

○水産振興課長

本事業は平成 26 年度から継続しており、ブランドをしっかりと P R していくことから始まっている。「どんちっち」ブランドについては高い水準で魚価が推移していると思っているが、その他の魚については、まだ底上げが必要だと感じている。

○西田一平副委員長

「どんちっち」ノドグロ学校給食事業について、令和 5 年度と 6 年度の金額に約 30 万円の開きがあるが、これは提供量や対象者の違いか。

○水産振興課長

対象は小中学校と特別支援学校で、人数規模としては約 1,000 人で変わらない。令和 6 年度はノドグロが不漁で魚価単価がかなりアップしたことが、事業費高騰の原因である。

(3) 「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業（事務事業評価）について

○村木委員長

説明をお願いする。

○水産振興課長

事業の位置付けとしては、持続可能な水産業の確立を目指して取り組んでいる。今後、産業の進出等により水揚げの増加が期待される中、ハード面の整備と並んで、付加価値の向上を図る本事業は最重要事業と考えている。

成果指標としては「ブランド加盟事業者数」を設定しているが、これだけでは全体の成果を把握するのは難しいため、今後は魚価や所得といった実質的な効果を把握する手法や、新たな成果指標の設定について研究していく必要があると考えている。

ブランド化による効果としては、沖底（沖合底びき網漁業）において、鮮度管理の向上やブランドPRにより魚価が向上している。一方で、カレイについては「どんちっち」とそれ以外の単価に差がないことが課題となっている。

目標未達の要因としては、水揚げ量の減少により安定供給が難しくなっていることや、魚価高騰による採算性の懸念から、新規加盟を見送る事業者がいると分析している。

今後の展望としては、産業の進出や冷凍冷蔵庫の整備により水揚げ増が見込まれるため、販売力の強化に重点を置いて事業を進めていきたい。

○川上委員

既存のブランドに固執せず、現在水揚げされているものを柔軟にピックアップして推進してはどうかと考えるが、どうか。

○水産振興課長

指摘の通り、産業の進出等による環境変化も踏まえ、次期計画では対象の拡大も含め検討していきたい。

(4) 観光協会助成事業（事務事業評価）について

○村木委員長

説明をお願いする。

○観光交流課長

補助金の状況については、事業費補助と管理費補助を行っており、観光振興への投資と組織の運営支援の両面を持っている。

事業の成果として、宿泊延べ数に基づいた観光消費額の推計では、観光目的の宿泊割合が増加傾向にあることから、消費額も増加傾向にあると認識している。

本市独自の満足度把握はできていないが、県の調査によると、江津市・浜田市を含む圏域の満足度は他エリアと比較して低い状況にある。課題としては、事務事業量調査の結果、一部の職員に業務が集中する傾向が見られるため、役割分担や業務の平準化が必要だと考えている。

また、情報発信事業などにおいて市が実施する業務と重複する部分もあるため、事業内容の整理、再構築が必要である。今後の方向性としては、広島圏を中心とした誘客とともに、空港の活用や、関東・関西圏をターゲットとした誘客に取り組んでいく。

○川上委員

事業が多すぎて予算も膨らんでいる印象がある。市が行っている事業との重複も加味しながら、観光協会としてどこに重点を置くべきか整理する必要があるのでは

ないか。

○観光交流課長

指摘の通りである。今後、市との役割分担を今一度整理し、一体的な推進体制を構築していく。

○大谷委員

地域資源など、リストにないものも積極的に活用すべきではないか。

○観光交流課長

新たな地域資源についても、有効に活用できるよう協会と連携して検討する。

(5) 美又温泉の公募の状況、今後のスケジュールについて

○村木委員長

説明をお願いする。

○金城支所産業建設課長

美又温泉国民保養センター関係について、解体工事は9月末に敷地が完成する見込みである。

次に周辺エリアの整備だが、駐車場整備、公衆トイレ、電気設備など4つの工事を発注予定である。にぎわい創出エリアの公募については、本市初となる「事業用定期借地契約」を採用する。これは公正証書による契約が必要で、一般的には30年から50年の長期契約となるものである。

整備スケジュールとしては、7月中旬から公募を開始し、9月上旬には事業者を決定、令和9年3月頃の開業を予定しているが、資材調達の影響等により遅れる可能性もある。新施設「うるる」については、11月26日の竣工式を目指して整備を進めている。

○川上委員

複数の工事が同時進行するが、安全管理のための特定元方事業者の指定はされているか。

○金城支所産業建設課長

現在は建築主体工事の業者に担っている。今後、工事が進むにつれて適切に対応していく。

○西田一平副委員長

事業用定期借地契約のメリット、デメリットは何か。

○金城支所産業建設課長

市のメリットとしては、契約更新がないことや、建物買取請求権が発生しないことが挙げられる。事業者にとっては、長期の借地権により融資が受けやすくなる利点がある一方で、期間終了時には更地にして返還する義務が生じる。

○西田一平副委員長

民間商業施設が完成するまでの食の提供について、現在の状況はどうか。

○金城支所産業建設課長

周辺の飲食店や旅館での提供が始まっており、開業後はキッチンカーの配置なども含め、多様な食の提供ができるよう調整していく。

○大谷委員

大型バスの乗降や駐車、また駐輪場の位置について、利用者の視点に立った設計になっているか。

○金城支所産業建設課長

大型バスが直進して進入できるよう道路を改修し、車寄せを整備して回遊できる設計にしている。駐輪場についても、歩道を通じてトイレや周辺施設へアクセスしやすいよう配慮している。

○笹田委員

公募はまだしていないがどのような状況か。

○金城支所産業建設課長

一部事業者から公募はいつになるかとの問合せが複数ある。

○村木委員長

その他あるか。

○観光交流課長

先ほど執行部報告事項の石見神楽団体への補助金の交付決定に関連し、川上委員から質問のあった基金の状況について報告する。

この補助金は、「ふるさと応援基金」の 1 号、石見神楽などの伝統芸能の継承に関する基金を活用している。令和 7 年度末の残高は約 10 億 3,500 万円である。報告した事業の見込み額である約 3,200 万円を差し引くと、次年度末の残高は約 10 億 300 万円程度になる見込みである。

○村木委員長

ほかに質疑はあるか。なければ、以上で所管事務調査を終了する。それでは、執行部はここで退席してよい。

(執行部退席)

暫時休憩する。

[15 時 47 分 休憩]

[15 時 54 分 再開]

○村木委員長

それでは採決を行う。

採決前に、自由討議が必要だと思われる案件はあるか。

(「なし」という声あり)

なしということで、それでは、市長提出議案 2 件の採決を行う。

・議案第 44 号 財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

○村木委員長

これより採決を行う。まず、議案第 44 号について挙手による採決を行う。原案に賛成の委員の挙手を求める。

（ 賛否同数 ）

賛否同数となったので、委員長である私が裁決権を行使する。私は本案に反対であるため、議案第 44 号は否決すべきものと決した。

・議案第 45 号 工事請負契約の変更について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）

○村木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

（ 「異議なし」という声あり ）

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で本委員会に付託された議案の審査を終了する。委員長報告は正副委員長に一任ということでよろしいか。

（ 「はい」という声あり ）

7 月 3 日の表決までに作成したタブレットに入れておくので、確認願う。

6 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について

○村木委員長

正副委員長で作成した回答案について、修正点はあるか。

（ 「なし」という声あり ）

それでは、この内容で提出することに決定する。

7 取組課題について

(1) 漁港・商港の活性化について

○村木委員長

経過報告を願う。

○西田一平副委員長

15 団体のうち 1 団体へのヒアリングを完了し、残りの団体についても対面やオンライン等で調整を進めている。

(2) 中山間地域の再生

○今田委員

取組課題についてヒアリングを進めてきた。今後、行政視察を検討している。このことについては後程説明する。

(3) 行政視察

○村木委員長

行政視察について説明を願う。

○今田委員

行政視察の候補地として、漁港・商港の活性化としてプロキシマーシーフードとの意見交換、中山間地域の再生として空き家および遊休農地対策で実績のある静岡県富士市または浜松市を検討している。日程は10月19日の週、2泊3日で調整をしたい。

○村木委員長

ただいまの提案のとおり、2泊3日の行程で調整を進めることとしてよいか。

(「はい」という声あり)

8 その他

○村木委員長

最後に、次回の委員会は8月5日を予定しているが、7月にも必要に応じて開催を調整する。他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは以上で産業建設委員会を終了する。

[16 時 27 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員会委員長 村 木 勝 也